

中野市立高社中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年6月策定

平成26年7月施行

平成28年8月改定

1 はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネット動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じており、いじめ問題はますます複雑化・潜在化する傾向にあります。私たち教職員には、いじめ行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

そのような状況の中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月には、「長野県いじめ防止基本方針」が策定されました。

このことを受け、いじめ根絶に向けた中野市立高社中学校（以降、高社中学校と略記）におけるいじめ防止等の対策措置に関する基本的な方針「高社中学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

【いじめ根絶に向けて共有する事項】

- ◇いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し生徒の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせる。
- ◇いじめは、いつでも、どこからでも、どの生徒にも起こり得るものであり、どの生徒も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をはらんでいる。
- ◇「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」、いじめは「どの子ども、どの学校でも起こり得る」事を念頭に置いて対処する。
- ◇生徒の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関と連携し「いじめ根絶」に向けて組織を上げて取り組む。

いじめ(の可能性のあるトラブルも含め)については、全職員で積極的に認知し、素早い対応と指導および情報共有をして、経過を見守りましょう。

目 次

I	いじめ防止等の基本的な方向	
1	いじめの定義	3
2	いじめ防止等に関する基本的考え方	3
	(1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめに対する措置	
II	いじめ防止等のための対策	
1	いじめ防止等のための組織	3
2	いじめ防止等に関する措置	4
	(1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめに対する措置	
	(4) ネット上のいじめへの対応	
3	その他の事項	8
	(1) 組織的な指導体制 (2) 校内研修の充実 (3) 校務の効率化	
	(4) いじめ防止の取り組みの点検充実 (5) 地域や家庭との連携	
	(6) 関係機関との連携	
4	重大事態への対応	9
	(1) 市教育委員会への報告、協力 (2) 情報発信の留意事項	
5	保護者、地域との連携	9
	(1) 保護者の役割 (2) 地域の役割	
III	いじめ防止等の対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	10
	(1) 基本方針の点検と見直し (2) 基本方針の公表	
IV	いじめ防止等の対策に関する資料	
	・【別紙1】年間を見通したいじめ防止指導計画	
	・【別紙2】いじめられた生徒の発するサイン	
	・【別紙3】いじめた生徒の発するサイン	
	・【別紙4】教室内でのいじめのサイン	
	・【別紙5】家庭でのいじめのサイン	
	・【別紙6】地域との連携から察知するいじめのサイン	
	・いじめ報告書	
	・いじめ対応に係る事実確認票	
	・高社中学校「いじめ防止対策基本方針」一覧	

I いじめ防止等の基本的な方向

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

生徒に対して、該当生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本的考え方

- ◇いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者に周知するよう努めます。
- ◇いじめを受けている生徒を守ります。
- ◇いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、この問題に万全の体制で臨みます。
- ◇自校から「いじめ」の一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起ささないための予防的な取り組みが重要であると考えます。そこで本校においては、教育活動全体を通じて、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であると考えます。日頃から、生徒の言動に留意するとともに、生徒から発せられるサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく早期に適切な対応を図ります。また、いじめの解決に向けて、特定の教職員がその問題を抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

II いじめ防止等のための対策

1 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、校内に「いじめ体罰対策委員会」を設置します。この会は、職員会議、教務会後の時間に開催し、いじめ事案発生時には緊急に開催することとします。

〈構成員〉（いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織）

- ・ 常時…校長、教頭、教務主任、養護教諭、特支コーディネーター、学年主任、生徒指導主事
- ・ 臨時…PTA 正副会長、地区民生委員等、市教育相談員、北信教事 SSW 等

〈活 動〉

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ・ いじめ基本方針に沿った実践と検証
- ・ 校内研修の企画・運営
- ・ いじめ発生に係る全職員への情報提供
- ・ 「いじめ」事案についての報告、分析、対策の決定
- ・ 「学校生活に関するアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理

- ・「いじめ」「不登校」等を含む生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
- ・配慮を要する生徒、支援を要する生徒への支援方針の決定

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止

① 生徒が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間通じて設けます。

- 生徒会活動の充実をはかり、生徒が一人一役を担って活躍する場を設け、互いに認め合えるようにする。
- 人権特別委員会を設置し、人権討論・集会、人権擁護キャンペーンの立案、推進して、相手の気持ちを考えた言動、仲間を支え合える関係づくりなどを生徒が考え合えるようにする。
- 全校校歌歌合戦、縦割り清掃活動、ミニ運動会など、学級、学年の枠を超えた集団で、交流活動する場を設け、互いに知り合い、親しみをもてるようにする。

② 教職員が主体となった活動

ア 生徒の規範意識、所属意識を相互に高め、自己有用感をはぐくむ授業づくりを目指します。

- 学び合う授業を構想し、疑問に思うことを素直に出し合える小集団づくりに努め、教え合いの喜びや「わかった、できた。」という達成感を感じ得るように支援する。
- 生徒が主体的に学習できるように支援したり、机間指導等で生徒が自己の学びを深めていく姿をとらえ、その姿を認め合ったりする。
- 生徒が学習習慣を身に付けられるように支援したり、毎日の提出ノートの点検、評価により、生徒が自己の努力や成長を自己評価できるような場を設けたりする。

イ 日常的に生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、学校生活アンケート実施後に個別の相談等を位置づけ、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 生徒に「SOS郵便」アンケートを実施し、学級担任に限らず、生徒が関わりを持ちやすい教職員が生徒の相談に応じる。
- Q-U検査を活用して、生徒の意識の状況、変化などを把握したり、生徒の生活ノートからいじめなどの予兆を察知したりして、教職員から生徒に教育相談を働きかける。
- 各学期に教育相談期間を設け、学校だより、学年通信等で生徒、家庭に周知する。また、教育相談期間中は会議等を減らし、教育相談の時間確保に努める。
- 教職員がカウンセリング技法などの研修を受講するよう積極的に働きかける。

ウ 教科・学習活動の中で、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚をはぐくむことを目指します。

- 道徳の授業で、ロールプレイングを多く取り入れ、生徒が具体的な場面での応対、心情の変化などを考えられるように、道徳心を豊かにしていけるようにする。
- 授業中や様々な活動で、いじめにつながるような不適切な言動などがあれば、その場で指導する。
- 帰りの学活などで、生徒が一日の学校生活をふり返り、その日に気づいた人権に関わるできごとを発表し合って、温かい友人関係づくりにつながるような言動や思いや、いじめを許さないという言動や思いを考えさせたり、称賛し合ったりする。
- 教職員が最新の情報モラルなどの研修を受講するよう積極的に働きかける。

エ 家庭・地域ぐるみで、いじめ防止への取り組みを進めるために保護者や地域との連携を推進します。

- 人権教育講演会を開催したり、学年、学級懇談の折に、学校の人権学習の取り組みや生徒の学習の様子をもとに保護者同士で意見交換をしたりする。
- 学級・学年通信、学校だよりなどで学校での生徒の様子を発信し、保護者にもいじめ防止の取り組みの協力をお願いします。
- 家庭・地域に「いつでも学校においでください」という呼びかけをして、保護者や地域の方が生徒の様子を参観し、いじめ防止の取り組みについての意見をいただく。
- 支部懇談会を開催して、地域の方からの声を吸い上げられるようにする。

(2) いじめの早期発見

① いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有して早期発見に努めます。

- 始業前や休み時間、放課後の教室等で生徒といる時間をできるだけ確保して、生徒がいつもと違う表情、言動があればすぐに察知できるように努める。
- 日頃から教職員間で生徒の様子について気軽に情報交換できる雰囲気づくりに努める。
- 毎朝、学年朝会を開き、気になる生徒の情報交換、指導方針の確認を行う。
- 生徒の様子で気になることがあれば保護者にも連絡を入れ、情報交換、相談をする。

② いじめの有無について、全校生徒を対象に定期的なアンケートを実施します。

- 年に2回、生徒に「SOS郵便」アンケートを実施し、いじめがあった場合には、生徒からの聞き取りを行ったり、保護者へ連絡を取ったりする。
- アンケート結果について職員会議等で報告をし、全教職員で指導方針等を確認し合う。
- 学校評価アンケートで、生徒、保護者にもアンケートを実施し、その分析結果、指導方針等を学校だよりなどで報告する。

③ アンケート実施後に教育相談期間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

- 学級担任に限らず、生徒が関わりを持ちやすい教職員が生徒の相談にのり、いじめがあった場合には、被害にあった生徒の心情に十分配慮し、正確な事実確認に努める。
- 生徒が相談できる窓口として、心と体の相談室を保健室に開設して、養護教諭、スクールカウンセラーと相談する態勢を整える。

④ いじめ体罰対策委員会において、上記相談やアンケート結果の外、各学級担任が知り得たいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- いじめ体罰対策委員会の委員が積極的に情報収集に努め、情報があれば速やかに校長へ報告し、職員朝会、職員会議（臨時も含む）などで第一報を全教職員で共有する。
- 生徒、保護者からの聞き取り、指導経過などをもとに、いじめ体罰対策委員会で指導方針、今後の対応等を協議し、それを続報として全教職員で共有する。
- 学年会などで話題となった気になる生徒の様子や指導方針等を集約し、必要に応じて文書にまとめるなどして全教職員での情報共有を図る。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらいは」という感覚をなくし、そのとき、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめの事実について、管理職（校長）へ速やかに通報します。

② いじめの情報の共有

○情報を受けた教職員は、管理職（校長）と協議の上、情報の共有化を図ります。

③ 事実関係についての調査

○速やかに関係教職員と管理職（校長）とで協議し、調査の方針について決定します。

○調査の段階で、重大な事態であると判断された場合は、管理職（校長）が市教育委員会へ直ちに報告します。

○生徒からの聞き取りに当たっては、生徒が話しやすいよう担当する教職員を複数選任します。

○必要な場合には、全生徒への調査を行います。この場合、調査の結果を、いじめられた生徒、又は、その保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

④ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援等が必要な場合には、市教育委員会、及び、警察等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導、及び、支援方針の変更等が必要な場合は、随時、いじめ体罰対策委員会で協議し、校長が決定します。

○事実関係が把握された時点で、いじめ体罰対策委員会において協議し、校長が指導、及び、支援の方針を決定します。

○すべての指導、及び、支援について、組織的に対応します。

○指導、及び、支援を行うに当たっては、以下の点について留意して対応します。

【いじめられた生徒とその保護者への支援】

◇いじめられた生徒への支援

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアに努める。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・活動の場と機会を設定し、認め・励ます。
- ・温かい人間関係を築く。

◇いじめられた生徒の保護者への支援

いじめ事案が発生したら複数の教職員で対応し、学校は解決に向けて取り組むという決意を伝え、安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聴く。
- ・苦痛や心配に対して、精一杯の理解に努める。
- ・親子でのコミュニケーションを大切にするなど、協力を求める。

【いじめた生徒への指導及び保護者への支援】

◇いじめた生徒への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解しながらも、他人の痛みを知ることができるように粘り強く指導します。

- ・いじめの事実を確認する。

- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。

◇いじめた生徒の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた生徒の今後の成長につながるように、学校と共に努力していくことが必要であること、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・生徒の日頃の言動等で、気付いたことを報告してもらう。

◇保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合は、中立・公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職（校長）が率先して対応する。
- ・市教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

◇いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりするなど、傍観的な姿勢を改め、自分たちでいじめの問題を解決する力を育てていきます。

- ・勇気を持って「いじめはいけない」と言える生徒の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

⑤ 関係機関への報告

- 校長は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や心身への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、市教育委員会の指示を受け、警察へ通報し、連携して対応します。

⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で、見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、その行為は犯罪行為にあたる。

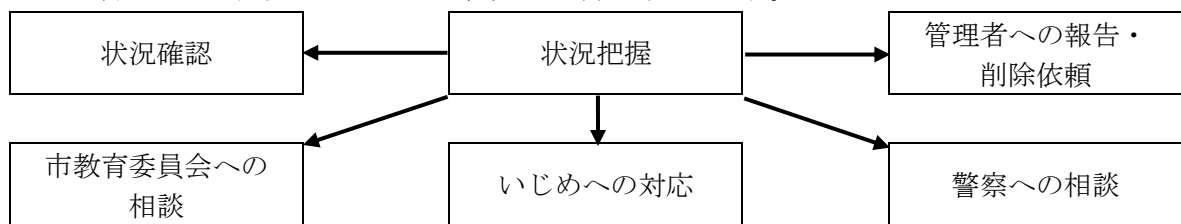
② ネットいじめの予防

- 家庭内のルール作成と保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
- 教科、学級活動、集会等で情報モラル教育の充実を図ります。
- 機会を捉えて、情報モラルに関する指導を行います。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

③ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順で対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ体罰対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を作成し、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人が様々な指導方法を身に付けられるように、いじめの認知を高める研修やSSW（スクールソーシャルワーカー）やカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に実施します。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い相談しやすい環境を作るなど、いじめ防止等に適時・適切に取り組んでいけるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的な体制を整え、校務の効率化を図ります。

(4) いじめ防止等の取り組みの点検・充実

いじめの実態把握の取り組み状況等、その取り組みを点検すると共に、県教委が作成している「いじめ防止のための基本方針」や「生徒指導資料」、「子どもと向かい合う時間の確保」等の活用を通じて、学校におけるいじめの防止等の取り組みの充実を図ります。

(5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや学校運営協議会、地域との連携推進、学校と家庭、家庭と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関との一体化した取り組みをしていきます。

① 市教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・生命や心身に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪的な違法行為がある場合

③ 福祉関係の連携

- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用
- ・家庭の養育に関する指導・助言

- ・家庭生活及び家庭環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) 市教育委員会への報告、協力

いじめ事案が、次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止機関）に協力することとします。

① 生徒の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・精神性の疾患を発病した場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・高額な金品を奪われた場合など

② 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・連続した欠席の場合は、状況により判断
- ・年間の欠席数が30日を越える場合

(2) 情報発信の留意事項

事案について、事実関係等、その他の必要な情報を発信することを踏まえ、調査から明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

5 保護者、地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について、第一義的責任者を有するもの」とされている。保護する生徒等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は、学校が講じるいじめ防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされていることから、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

生徒が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域の大切な役割であり、地域の大人が生徒を見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報を提供したり、相談を行ったりするよう啓発を進めていく。

Ⅲ いじめ防止等の対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 基本方針の点検と見直し

学校の基本方針の策定から3年を目処に、国や県及び市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検

討し、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 基本方針の公表

学校のいじめ防止基本方針は、ホームページ等で公表します。

IV いじめ防止等の対策に関する資料

【別紙1】年間を見通した「いじめ防止指導計画」

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織を整えるとともに、年間計画を立案し、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

	項目	時期	
いじめ防止のための措置	生徒が主体となった活動	生徒会活動の充実	通年
		年2回の人権教育月間における人権特別委員会による取組	前期(6月)、後期(10月)
		全校校歌歌合戦、縦割り清掃活動、ミニ運動会	6月、7月、9月、12月、3月
	教職員、PTAが主体となった活動	学び合う授業の構想	通年
		生徒の主体的な学習の推進、生徒の学びの評価	通年
		家庭学習習慣形成支援、提出ノートの支援	通年
		Q-U検査の活用	7月、11月
		教職員のいじめ防止のための研修	通年
		人権教育講演会の開催、学年、学級懇談会での意見交換	10月
		支部懇談会の実施	7月
学級・学年通信、学校だよりによるいじめ防止の周知	通年		
いじめの早期発見の措置	いじめ体罰対策委員会の開催	通年、随時	
	SOS郵便アンケート、学校評価アンケートの実施、分析	5月、11月	
	教育相談期間	7月、11月	
	心と体の相談室の開設	通年	
	外部機関との連携	随時	
	(いじめ発見後の解決に向けた対応)	随時	

※ 指導計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進します。

【別紙2】いじめられた生徒の発するサイン

いじめられた生徒は、自ら言い出せないことが多い。複数の教職員が、いろいろな場面で生徒を観察し、その子のSOSのサインを見逃さないことを大切にする。

.....
【学校におけるいじめのサイン（例）】 ～指導の指針より～

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加
 - 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ 学用品、教科書、体育着等の紛失
 - 学用品の破損、落書き 授業への遅参 保健室への来室の増加
 - 日頃交流のない生徒との行動 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
 - 多数生徒からの執拗な質問や反駁 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
 - 行間や休み時間の単独行動 特定生徒の発言へのどよめきや目配せ
 - 突然のあだ名 特定生徒からの忌避・逃避 特定生徒の持ち物からの逃避
-

場 面	生徒が発するサイン
登校時 朝の学活	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席が増える。その理由が明確にならない。 ・教職員と視線が合わず、表情がさえない。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室する。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室、トイレに行くことが頻繁になる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・周囲の友だちとの会話が少ない。 ・自信のない発言や周囲を気にしての発言が目立つ。 ・教科書、ノートに汚れがある。 ・教師や友だちの発言を上の方で聞いている。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物にいたずらをされる。 ・ふざけ合っている表情がさえない。 ・独りでいたり、特定の友だちと一緒にいたりすることが多い。 ・給食の食べる量が少ない。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・独りで下校することが多い。 ・用もないのに教室に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

【別紙3】いじめた生徒の発するサイン

いじめた生徒に気が付いたら、積極的に生徒の中に入り状況を把握する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教室等で、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教職員が近付くと、不自然に分散する。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な言動が目立ち、集団の中心的存在の生徒がいる。 |
|---|

【別紙6】地域との連携から察知するいじめのサイン

地域において、生徒の動向からいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりするサインとして、以下のようなサインが考えられる。

このようなサインが見られたら、学校や市教育委員会、県教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供するように、地域に向けての啓発を図ることが大切である。

.....
【地域で見られるいじめのサイン（例）】～指導指針より～

- 登下校中に特定生徒が、他の生徒の荷物等を過度に持つ。
- 独りだけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の空き地や道路等に独りでポツンとしている。
- 空き地や道路際で、独りを何人かで囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや商店等で、物品や飲料水をおごらされている。等

.....

〈参考文献〉 文部科学省中央研修リスクマネジメント資料、いじめ防止対策推進法
平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料（各校配布資料）
長野県いじめ防止等のための基本的な方針
長野市「学校いじめ防止等のための基本的な方針（作成例）」
東京都調布市教育委員会教育指針、奈良県教育委員会いじめ防止等基本方針
山形県いじめ防止等基本方針 外

	確認事項	具体的事案
1	発生日時 (確認日時)	平成 年 月 日 () (平成 年 月 日 ())
2	発生場所 (確認場所)	()
3	被害生徒	年 組 氏名 (男・女)
		【被害生徒の思いや発言】
4	加害生徒	年 組 氏名 (男・女)
		集団の場合 (氏名を連記)
		【加害生徒の思いや発言】
5	内容・状況 (聞き取り)	【きっかけ・具体的状況・継続の有無等】 【被害生徒、加害生徒の性格や言動】 【周辺生徒からの情報】
6	情報受信者	